重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

中期計画及び年度計画において、一定の業務と運営費交付金との対応関係は明確ではなく、また業務実施と運営費交付金とは期間的に対応していないため、支出額を限度額としての費用進行基準を採用しています。

2．減価償却の会計処理方法

（1） 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
構築物	5～50年
船舶	4～14年
車両運搬具	5～ 7年
工具器具備品	5～17年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却相当額として資本剰余金から控除して表示しております。

（2） 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．賞与引当金及び見込額の計上方法

賞与引当金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

（重要な会計方針の変更）

前事業年度まで行政サービス実施コスト計算書の記載対象となっていなかった引当外賞与見積額については、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より行政サービス実施コスト計算書に計上しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが2,921,843円増加しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

（重要な会計方針の変更）

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、前事業年度まで、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して計算する方法に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが28,521,783円増加しております。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法によっております。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

（1） 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

各地区の港湾管理条例や財産使用料条例等を参考に計算しております。

（2） 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成20年3月末利回り等を参考に1.275%で計算しております。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

（その他会計方針の変更）

1. 純資産の部

貸借対照表については、前事業年度まで資産の部、負債の部及び資本の部に区分して表示しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分して表示しております。

（表示方法の変更）

1. 非償却資産（有形固定資産）の減損表示

前事業年度において、減損が認識された土地の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損損失累計額を直接控除しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、減損損失累計額を取得原価から間接控除しております。

なお、前事業年度における土地に係る減損損失累計額は375,157,000円であります。